

【重要】内定辞退について

内定を辞退された場合、入所選考において、当該年度中、内定辞退に伴う減点（▲3点）が適用されます。また、「待機／1年（12ヶ月）経過後に加点（育休中・求職中を除く）」がリセットされ、再度入所申請をした場合、待機起算日は再申請月からとなります。ただし、4月1次選考での内定を辞退し、2次選考から再選考を希望する場合は、待機起算日は翌月（5月）からとなりますのでご了承ください。

内定辞退とならないように、入所申請前には、施設見学・窓口相談等をいただくようお願いします（50ページ Q&A 問1 参照）。また、家庭の状況変化等で、希望施設を変更されたり、一時的に申請を中断されたい等の場合は、必ず、希望園変更・入所申請取下げ手続き等をいただきますようお願いします。

【重要】転所内定の辞退はできません

転所希望者が内定となった場合、辞退はできません（転所内定と同時に他児童が元在籍施設に内定となり籍が埋まるため、戻ることが出来なくなります）。また、もし転所内定となった後、点数変更などにより内定取り消しとなった場合、内定先施設にも元在籍施設にも入れず、預け先が無くなってしまいます。転所希望時において、要件（点数）に変更がある場合、必ず前もってお手続きいただきますようお願いします。

【重要】利用選考基準（点数）等の変更について（令和9年4月入所選考～）

令和9年4月入所選考より、利用選考基準（点数表）について、下記のとおり改訂します。

令和9年3月選考までは21～22ページ、令和9年4月選考からは23～24ページを用いて採点します。

- 同居のもの（65歳未満の直系親族に限る）が保育を行うことが可能な場合（▲2点）を廃止
- 一部文言変更（内容自体の変更はありません）